

平成25年第3回小金井市教育委員会臨時会議事日程

平成25年6月5日（水）

午後5時00分開会

開催日時	平成25年6月5日	開会 午後5時00分 閉会 午後5時13分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員 長 伊藤 恒子 委員長職務 代理者 鮎川志津子 委 員 高木 裕	委 員 宮本 誠 教 育 長 津幡 道夫	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 天野 建司 生涯学習部長 西田 剛 生涯学習課長 天野 文隆 庶務課長 関 次郎 学務課長 前島 賢 学務課長補佐 河田 京子 指導室長 河合 雅彦 指導室長補佐 神田 恭司	指導主事 平田 勇治 図書館長補佐 上石 弘美 公民館長 大関 勝広	
調 製	佐藤 菜穂子		
傍聴者 人 数	0名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議案第 1 6 号	小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関わる条例の一部を改正する条例の制定依頼について

伊藤委員長 皆様、こんにちは。梅雨の晴れ間、暑い日が続く。
ただいまから、平成25年第3回小金井市教育委員会臨時会を開会する。
それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」
本日の会議録署名委員は、高木委員と宮本委員にお願いする。

(委員一同異義なく、上記2名が選出された。)

伊藤委員長 次に、日程第2「議案第16号 小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とする。提案理由について説明をお願いする。

津幡教育長 提案理由についてご説明する。
東京都が定める私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。
細部につきましては、担当から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決賜わりますようお願い申し上げます。

前島学務課長 それでは、細部について説明する。平成25年5月27日付けで東京都から私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱一部改正について通知があった。つきましては、東京都の要綱とあわせる必要があるため、本条での一部を改正する条例の制定を依頼するものである。議案第16号資料、新旧対照表をご覧ください。
改正は2点である。1つめは第二条第1項第三号に規定されている東京都の条例の名称外になったために改正するものである。もう1つは、別表の改正である。税制改正にともなう扶養控除の見直しの影響が生じないように平成24年度においても所得基準を引き上げるなどの措置していたところであるが、右の現行条例の所得基準は従来から2人の子供を扶養していることをモデルとしたモデル世帯方式をとっていた。しかしながら、この方式で算定していくと子供3人以上の世帯の一部に減額の対象となってしまう方が出る、また子供1人世帯では逆に増額というかたちになってしまうこ

とがある。平成23年度の税制改正前の平成23年度対象者がほぼ変動しないよう、左、改正条例に示すような子供の人数に応じて住民税額を改めて計算しなおして、その範囲をほぼ等しくなるような改正となっている。こちら補助対象世帯をかんべんな調整方式とされている。後は、別表に定める基準額を引き上げるかたちにする改正である。なお執行日は平成25年4月1日と遡及適応と考えている。以上である。

伊藤委員長 何か、この件について質問等、ご意見はあるか。

鮎川委員長
職務代理者 今のご説明で理解できたが、念のため確認をさせてもらう。以前は子供2人の標準世帯、モデル世帯かたちであったならば、税制改正にともなって、不利益、不公平が生じないようにするためにこの細かく再分化された表に基づいて支給額を決定するようにされた理解であっているか。

前島学務課長 そのとおりである。税制改正によって、先ほども申し上げたが、一定処置はしている。例えば、年少扶養控除の廃止分を上乗せするなど基準額を引き上げたところだが、それでもなお子供1人世帯は増額、平成23年度と比べると子供3人以上の世帯の方が減額されてる。そういう平成23年度と違う形のものとなってしまうていた。

宮本委員 この表にある認定子ども園というのは小金井市の場合、対象の施設はあるかどうか。または対象になる人もいるのか。

前島学務課長 小金井市内には認定子供園はなかったかと認識しておる。しかしながら、他市で認定子供園に通っているお子さんはいらっしゃるという認識がある。該当する方もいるのではないかと思う。

伊藤委員長 1つ質問がある。この後ろにある別表第四条関係というのは、例えば、第二区分の1人だと、市民税55,800円の第一子1人だと7,700円いただける。そのもう1つこの加算単価が別に、それの上のところに書かれている。例えば、16歳未満、19歳未満のところにこの金額はなにか。

前島学務課長 加算単価というのは、例えば、第三区分は19,800円は、これで16歳未満、税制改正によると年少扶養控除の33万円にあたる方々。それが年少扶養控除が廃止になっているので、その分例えば1人あたりが33万というのが基準になって、市民税率0.6パーセントかけた額がこういうかたちで反映。したがって、1人増えるごとにそれを加算していくつくり、また、2区分21,300円というのもこちらは所得税との差で調整控除が税制にはあり、それを加算した分となっている。大変わかりづらい申し訳ない。16～19歳未満については、特定扶養控除の上乗せ分が廃止になった関係に基づいて税率をかけてこの額がでている。1人あたり増額して加算分がこれだけになるというものが示されている。その下の表の加算1人が2人になるところで加算していく額をご理解していただければと思う。

伊藤委員長 月額プラスそちらの加算分が月額でということか。

前島学務課長 こちらの額については、所得基準に加算する額である。

伊藤委員長 他にあるか。

高木委員 難しくなる。それぞれの認定をするのは、そういうシステム化はあるか。

前島学務課長 システム改修も必要あり、システム改修は支給に間に合うように今、設計しているところである。

鮎川委員長
職務代理者 そうするとこれは今回の扶養控除が廃止してこのような形で以前と同じような基準になるようにようにしてくれたが、これから税制改正があるたびに、これもその都度変わっていくのか。

前島学務課長 そこにつきましては、必ず変わるのかどうかははっきりしないところである。国のほうがどういうふうなうごきをするかということに大きく関わる。こちらの方の改正も元々は、国の就園奨励費が幼稚園にあるが、そちらの方で、年少扶養控除がなくなった関係で差が生じないように措置してほしいというお達しが出ているために

それに基づく、そのお達しがでたら対応していく。その先どうなるか今わたくしのほうではなんとも言えない。

鮎川委員長
職務代理者

その都度だと大変そうだなと思った。

伊藤委員長

他にはあるか。

以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りいたします。「議案第16号 小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」は、原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

ご異議なしと認める。本件については、原案のとおり可決することと決定した。

本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成25年第3回教育委員会臨時会を閉会する。

閉会 午後5時13分